

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月22日
【計算期間】	第1期（自 2024年8月23日 至 2025年9月25日）
【ファンド名】	米ドル建ゴールドマン・サックス社債ノ米国テクノロジー株式指数ファン ド（早期償還条項付）2024 - 08
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	長坂 裕美
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外 内外	不動産投信 その他資産 資産複合	特殊型 (条件付運用型)

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア アセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他

< 商品分類の定義 >

単位型投信

当初募集された資金がひとつの単位として信託され、その後の追加設定が一切行われないファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（条件付運用型）

目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

債券・社債

目論見書または信託約款において、企業等が発行する債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米 欧州

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米および欧州の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

条件付運用型

目論見書または信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

ファンドの特色

- ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券*¹（以下「ゴールドマン・サックス外債」ということがあります。）に投資し、原則として設定日から約5年後のゴールドマン・サックス外債の満期償還時まで保有します。ただし、ファンドが繰上償還された場合や、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、満期償還時まで保有しない場合があります。

*1 ジャージー籍のゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

- ファンドは、設定来の1万口当たりの基準価額が別に定める一定の水準以上となった場合、安定運用に移行して繰上償還となります。

「別に定める一定の水準」は、第2【管理及び運営】 3【資産管理等の概要】（5）【その他】①信託の終了 a. ファンドの繰上償還（2）をご参照ください。

- ゴールドマン・サックス外債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、原則として銘柄入替は行いません。
- ゴールドマン・サックス外債においては、参照指数*²の累積収益率に基づき決定される収益（以下「実績連動収益」といいます。）が支払われます。実績連動収益は、ゴールドマン・サックス外債の満期時に額面金額とともに支払われます。
- *2 参照指数は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーを務める米国テクノロジー株式指数（ナスダック100[®]指数先物にボラティリティ・コントロールを適用した指数）です。
- 実績連動収益は、米国テクノロジー株式指数の累積収益率に基づき決定され、累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなります。
- ゴールドマン・サックス外債は、割引債として発行されます。
- 米国テクノロジー株式指数の実質的な投資対象は、株価指数先物です。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合）が10%を超えるまたは超える可能性の高い銘柄をいいます。

ファンドはゴールドマン・サックス社債に限定して投資を行いますので、当該債券の発行体等が経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態に陥った場合や破綻した場合、大きな損失が発生することがあります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

米ドル建ゴールドマン・サックス社債／米国テクノロジー株式指数ファンド（早期償還条項付）2024-08（以下「当ファンド」）は、T&Dアセットマネジメント株式会社（以下「使用権者」といいます。）またはその関連会社により運用されており、使用権者の商品です。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC（以下「使用許諾者」といいます。）の日本およびその他の国において登録された商標です。使用許諾者の商標は、使用許諾者の使用許諾により使用されています。使用許諾者およびその関連会社（以下「GS」といいます。）は、使用権者またはその関係もしくは関連する会社もしくは当ファンドを含みますがこれに限られない金融商品、投資信託もしくは指数と、何らの関係、関与または関連がありません。GSは、当ファンドの設定または販売に責任を負わず、また参加していません。GSおよびその使用許諾者は、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資または当ファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、当ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。使用許諾者と使用権者の関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。GSは、当ファンドの価格または金額、当ファンドの発行または販売の時期、当ファンドを現金化し、引き渡しまたは償還する（場合によります。）ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与していません。使用許諾者は、当ファンドの管理事務、マーケティングまたは取引に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。使用許諾者は投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っておりません。GSは、当ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することなく、当ファンドまたは他の金融商品および使用権者もしくはその関連会社の当ファンドに投資することを推奨することはありません。

1.利益相反

ゴールドマン・サックス・グループの役割の概要

ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数に関連して多様な役割を担います。

- () GSIが参照指数に関して参照指数計算代理人である場合、GSIは、参照指数計算代理人の資格において、参照指数の価値を計算して公表し、また、参照指数スポンサーの資格において、参照指数に関する一定の決定を随時行う責任を負います。
- () 参照指数は、GSIが開発したアルゴリズムにより設計され、これに従って運営されます。とりわけ、GSIは、パラメーターを設定し、その中で参照指数を運営します。参照指数スポンサーは、参照指数計算代理人が参照指数の価値を計算し、公表し続けることを確保する義務を負いません。関連する参照指数のメソドロジー書類に定める限られた場合を除き、GSIは、通常、当該参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また当該参照指数に関していかなる受託者責任も負っていません。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、総合金融サービスグループであり、このことから、以下に詳述するとおり、参照指数の価値および構成要素（場合に応じます。）に有利または不利な影響を及ぼす可能性のある広範な活動に従事しています。
- () ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、参照指数の一または複数の構成要素のスポンサーおよび/または計算代理人である場合があり、その資格において、当該参照指数の価値に重大な影響を及ぼす可能性のある決定を行う権限を有することがあります。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、随時、参照指数計算代理人（または参照指数または構成要素に関するその他の計算代理人）および参照指数または構成要素に関する第三者データ提供会社に対する直接的または間接的な所有持分を有することがあります。

潜在的な利益相反

潜在的な利益相反が、ゴールドマン・サックスの参照指数に関連した多様な役割に関して生じる可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその義務を履行しますが、同社グループが参照指数に関して履行する役割と同社グループの利益相反に直面する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、とりわけ参照指数、参照指数に連動した商品、構成要素、および/または構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品について、現物のもしくは経済的その他の利益（反対の利益および/またはショートの利益（場合に応じます。）を含みます。）を有するか、またはかかる利益を設定するために取引を締結する可能性があり、自らの利益に関して自らが適切とみなすとおり措置を講じ、またはその他の行為を行う可能性があります。これらの行為は、参照指数の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、これらには以下が含まれることがあります。

- () ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数に連動する商品、構成要素、構成要素が参照するか、またはこれに連動する投資商品および数多くの関連する投資商品の取引を活発に行っています。これらの活動は、参照指数の価値に悪影響を及ぼす可能性があります（さらに当該参照指数に連動する商品に対するリターンおよびその価額に影響を及ぼす可能性があります。）。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数、参照指数に連動する商品、構成要素、または構成要素が参照するか、もしくは構成要素に連動する投資商品に関する情報へのアクセスを持つ可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数に連動する商品を取得し、または締結する者の利益のために当該情報を利用する義務を負うものではありません。
- () ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の活動が、参照指数に連動する商品を取得する者の利益と相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループが、これらの活動から多額の利益を得ることがある一方で、当該参照指数を参照した投資商品の価値が下落する可能性があります。
 - (a) ゴールドマン・サックス・グループおよびその他の関係者は、参照指数その他の類似の参照指数または構成要素を参照する追加の有価証券その他の金融商品、デリバティブ商品または投資商品の発行または引受けを行う場合があります。これらの有価証券、金融商品または投資商品への投資および取引の増加は、参照指数の運用成果に悪影響を及ぼし、参照指数の価値に影響を与える可能性があります。そのため、参照指数に連動する商品の満期時（またはその他の支払日）に支払われる金額および参照指数に連動する商品の満期前の価値に影響を与えることがあります。また、これらの有価証券、金融商品または投資商品は、参照指数に連動する商品と競合する可能性もあります。このように競合する商品を市場に投入することにより、ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数に連動する商品の市場価値や、満期

時（またはその他の支払日）に当該商品に対して支払われる金額に悪影響を及ぼす可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループが、これらの有価証券またはその他の類似した金融商品もしくは投資商品の発行者、代理人、引受人または取引相手方となる範囲において、これらの有価証券、金融商品または投資商品に関する同社の利益は、参照指数にリンクした商品の保有者または取引相手方の利益と相反する可能性があります。

(b) ゴールドマン・サックス・グループは、その義務を負うものではありませんが、参照指数、参照指数に連動した商品、構成要素、または構成要素が参照し、もしくはこれに連動する投資商品に対するエクスポージャーを、関連会社または第三者とヘッジすることを選択できます。その結果、その関連会社または第三者は、先物およびオプション市場で行われる取引を含め、そのエクスポージャーの一部または全部を直接または間接的にヘッジすることが見込まれます。ゴールドマン・サックス・グループがエクスポージャーのヘッジを選択する場合、当該戦略が参照する投資の評価のために当該戦略が評価される日以前に、当該参照指数が連動する商品、構成要素、当該構成要素が参照し、もしくはこれに連動する投資商品またはその他の商品を購入または売却することにより、当該ヘッジを調整または解消する可能性があります。また、ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数の価値の算定に使用される時期および/またはレベルとは異なる時期および/またはレベルで、参照指数または構成要素に関連するその他の金融商品に関するヘッジ取引を締結、調整、または解消する可能性があります。これらのヘッジ活動のいずれかが、参照指数の価値および当該参照指数に関連する商品の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、これらに限定されませんが、以下の事項があります。

(I) ゴールドマン・サックス・グループは、これらのヘッジ活動に関して多額の利益を受け取る可能性がある一方で、参照指数の価値および/または参照指数に連動する商品の価値は下落することがあります。

(II) ゴールドマン・サックス・グループが構成要素に対するエクスポージャーをヘッジし、参照指数に関して適用される合成された源泉徴収税よりも低い実効税率の源泉徴収税が発生した場合、ゴールドマン・サックス・グループは多額の利益を受け取る可能性があります。

(III) ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数のリバランス前またはリバランス時に構成要素を取引した場合、および/または参照指数の価値の算定方法に定められた水準とは異なる水準で取引した場合、多額の利益を得ることがあります。当該取引は、リバランスが行われる水準に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、参照指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当該取引によりゴールドマン・サックス・グループに多額の利益が生じ、当該参照指数に連動する商品に投資している投資者に還元されないことがあります。

(c) ゴールドマン・サックス・グループが実行する特定の活動は、参照指数に連動する商品を購入する投資者の利益と相反する場合があります。例えば、前述のとおり、ゴールドマン・サックス・グループは、その義務（もしあれば）を関連会社または第三者との間でヘッジすることを選択する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数の運用成果に関わらず、また参照指数に連動する投資価値が下落している間も含め、これらの活動に関して多額の利益を受け取ることがあります。

(d) ゴールドマン・サックス・グループは、自己勘定取引のため、運用している他の勘定取引のため、または参照指数、構成要素もしくはその構成銘柄、および/もしくは構成要素もしくはその構成銘柄が参照し、もしくはこれに連動する投資商品のいずれかに連動する一もしくは複数の商品に関する顧客のためにブロック取引を含む取引を促進するため、取引を行う可能性もあります。これらの取引の過程で、ゴールドマン・サックス・グループの顧客は、他の投資者に提供される前に参照指数に関する情報を受領する場合があります。かかる活動のいずれも、構成要素もしくはその構成銘柄の水準または構成要素もしくはその構成銘柄が参照し、もしくはこれに連動する投資商品の水準に影響を及ぼすことにより直接的または間接的に参照指数の価値に悪影響を及ぼし、ひいては参照指数に連動する商品の市場価値および当該商品の満期における支払金額に悪影響を及ぼす可能性もあります。

() 参照指数の運営者またはスポンサーとして、GSIは、特定の状況下において、関連する参照指数の戦略書類に記載されているものを含む（ただし、これらに限られません。）、参照指数およびこれに連動する商品に影響を及ぼす様々な決定を行う際の裁量権を

有します。GSIは、参照指数に連動する商品（ゴールドマン・サックス・グループの構成会社により発行された商品を含みます。）の満期時または期限前償還時もしくは他の支払日（場合に応じます。）における現金によるGSIの支払金額を算出するためにこれらの決定を行使することができます。GSIによるこの裁量権の行使は、当該参照指数の価値および当該参照指数に連動する当該商品の価値に悪影響を及ぼすことがあります。関連する参照指数の算定手法を変更する参照指数スポンサーによる裁量権の行使は、参照指数に連動する一もしくは複数の商品、および/またはその構成要素もしくは当該構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品に関する、ゴールドマン・サックス・グループによる、自己勘定のための取引活動、自らが運用を行うその他の勘定のための取引活動、顧客のために取引を円滑に行うための取引活動に関して多額の利益をもたらす可能性があります。

- () 参照指数または複数の構成要素の運営者またはスポンサーとして、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、参照指数の価値に悪影響を及ぼす決定（一または複数の構成要素の水準の公表の中断を含みますが、これに限られません。）に対して裁量権を行使する権利を有する場合があります。ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、いかなる参照指数またはこれに連動する商品の投資者にも関わりなく当該裁量権を行使します。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、将来において、参照指数または一もしくは複数の構成要素のコンセプトと類似または同一のコンセプトを有するその他の指数または戦略を設定し公表する可能性があります。ただし、当該参照指数のメソドロジー書類に定める構成要素が、参照指数の計算に使用される唯一の構成要素です。したがって、いかなる投資者も、その他の公表された指数を構成要素とみなすべきではありません（ただし、参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人が、上記のとおり、その他の公表された指数を構成要素の水準とみなすことを決定した場合を除きます。）。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、（例えば、構成要素に関して）当該参照指数に連動する商品への投資とは矛盾する調査の公表、意見の表明、または推奨を行う可能性があります、それらはいつでも変更される可能性があります。当該調査、意見または推奨は、投資者が関連する構成要素を購入または保有することについて推奨することも、または推奨しないこともあり、当該参照指数または当該参照指数に連動する商品の価額および/または運用成果に影響を及ぼす可能性があります。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、構成要素のスポンサーに対する所有持分を有することがあるため、当該構成要素の算定手法およびその他の特性に影響を与えることができる可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、構成要素（またはその構成銘柄）の水準、クーポンおよび/または内容の計算に直接的に使用される価格決定データまたはその他のデータを提供することがあります。いずれかの構成要素への出資者であるゴールドマン・サックス・グループの構成会社の活動は、投資者および/または当該構成要素に連動する商品の取引相手方の利益と相反する可能性があります、当該構成要素の運用成果に影響を及ぼすことがあります。
- () ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数計算代理人（または参照指数もしくは構成要素に関する他の計算代理人）および参照指数または構成要素に関する第三者データ提供会社に対する所有持分も有する可能性があるため、参照指数計算代理人またはその他の計算代理人の決定に影響を与えることができる可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、参照指数の水準、クーポンおよび/または構成要素の計算に直接的に使用される価格決定データまたはその他のデータを提供することがあります。参照指数への出資者であるゴールドマン・サックス・グループの構成会社の活動は、投資者および/または当該参照指数に連動する商品の取引相手方の利益と相反する可能性があります、当該参照指数の運用成果に影響を及ぼすことがあります。

2. リスク要因

市場の構造の変化および/または類似の投資商品の増加により参照指数の価値に負の影響が生じる可能性があります

市場の構造の変化および/または参照指数もしくは構成要素において用いられているのと同ーまたは類似の投資戦略を採用する投資商品の増加により、当該参照指数または構成要素が捕捉、計測または複製しようとする対象市場または経済的特性が、変化し、存在しなくなり、または時間の経過とともに期待収益が縮減する可能性があります。これにより、参照指数の価値に負の影響が生じる可能性があります、参照指数はこうした変化に応じて調整されることはありません。

参照指数はアクティブ・マネージド型ではありません

各リバランス日に構成要素に割り当てられる配分比率または数量は、予め定められたルールに基づいて運営されるアルゴリズムを適用することにより決定されます。参照指数に内在するリターンを超えてリターンを拡大するようなアクティブ運用は行われません。

市場参加者は、市場、政治、金融、その他の要因を考慮して投資を迅速に調整できる場合が多く、アクティブ・マネージド型商品は、非アクティブ・マネージド型戦略よりも、速やかに市場、政治、金融、その他の要因により直接的かつ適切に対応できることがあります。これに対し、参照指数のアルゴリズムは、各リバランス日において、配分比率または数量を指定された価額にリバランスします。

各参照指数の算定方法が正のリターンを生み出すこと、または、当該参照指数が他の代替となる投資戦略を上回ることを保証するものではありません

参照指数に連動する商品への投資または参照指数に連動する取引への参加によって実現し得る運用成果は、構成要素またはその他の関連するデリバティブ商品に直接投資することによって理論的に実現し得る運用成果とは大きく異なる可能性があります。

参照指数の過去の水準は、将来の運用成果の指針とならない可能性があります

参照指数の過去の運用成果は、将来の運用成果の指針とはなりません。参照指数の価値が上昇するか減少するかを予測することは不可能です。参照指数の将来における実際の運用成果は、参照指数の過去の運用成果とほとんど関連性がない可能性があります。

参照指数への投資は、希薄化の対象になる可能性があり、それにより当該投資における利益が制限される可能性があります

参照指数は希薄化の対象になる可能性があり、当該参照指数に連動する商品の投資者は、バスケットまたは構成要素の価値が（エクスポージャーがロングであるかショートであるかにより）上昇または減少することによる利益を全面的に享受することができない可能性があります。希薄化とは、投資による利益または損失が当該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価値が減少した場合にボラティリティおよび損失のリスクが減少し、当該投資の価値が上昇した場合には潜在的な利益が減少することをいいます。投資者は、構成要素の価値の増減により、参照指数に連動した投資商品に関して、構成要素の価値の増減と同じ程度の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

参照指数に関する情報は参照指数の運用成果の保証ではありません

提供されることのある参照指数の運営および/または潜在的リターンに関する一定の表明および過去データの分析またはその他の統計分析に関する資料（以下「バック・テスト」と総称します。）は、参照指数が実在する前にどのような運用成果を上げていた可能性があるかを推定するためのいくつかの想定条件、過去データからの推定、シミュレーション分析および仮定の状況に基づいています。参照指数スポンサーは、入手可能な過去データを使用して、参照指数が設定される前の参照指数の仮想水準を計算することがあります。当該過去データが入手不可能である、または不完全であると参照指数スポンサーが判断した場合には、参照指数スポンサーは、当該過去データの代わりに代替のデータ情報源を使用し、参照指数が設定される前の参照指数の仮想水準を計算するために必要であると参照指数スポンサーがみなすとおり戦略の手法に一定の修正を加えることができます。参照指数スポンサーは、参照指数がかかる資料に適合する方法で運営される、またはこれまで運営されていたであろうことを確約または保証するものではありません。そのため、参照指数に関して提供されるかかる資料に投影されている過去のリターンまたはかかる分析に基づく仮想シミュレーションには、いずれかの期間の参照指数の運用成果が反映されていないことがあり、かかる過去のリターンまたは仮想シミュレーションは、いずれかの期間の参照指数の運用成果またはリターンに関する保証または確約ではありません。さらに、参照指数のバック・テストは、第三者が参照指数スポンサーに提供した情報およびデータに基づいています。参照指数スポンサーが提供された当該情報またはデータの正確性および/または完全性の検証または保証を独自に行っていることはなく、参照指数スポンサーは、当該情報、データおよび/またはバック・テストにおける不正確性、遺漏、錯誤または誤謬につき責任を負いません。

参照指数設定日

参照指数は、参照指数の価値がバック・テストに基づく「参照指数の当初価値」（関連する参照指数のルールに定められます。）と同額になったであろう日として参照指数スポンサーが（上記においてさらに詳述されるとおりにシミュレーション分析および仮想の状況を用いて）決定する日である参照指数の「参照指数設定日」からしか計算されません。そのため、参照指数設定日から参照指数に連動する投資商品が最初に行われる日（参照指数設定日よりかなり後になることがあります。）までの期間に関するかかるバック・テストを経たデータまたは分析に基づく過去のリターンまたは仮想シミュレーションには、いずれかの期間にわたった参照指数の運用成果が反映されていないことがあり、かかる過去のリターンまたは仮想シミュレーションは、いずれかの期間にわたった当該参照指数の運用成果またはリターンに関する保証または確約ではありません。

参照指数が混乱事由の対象となる可能性があること

参照指数に関して混乱事由が発生または存続している場合、参照指数スポンサーは、参照指数に関する一定の調整を行う（または参照指数計算代理人に対して行うよう指示する）ものとし、それらは、参照指数の価値を計算するための手法および関連する情報源の調整、関連するリバランスの延期または参照指数の価値の公表の中断を含みます。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（該当する場合）が、計算手法および関連する情報源の調整を行い、または関連するリバランスを延期した場合、参照指数の価値は、当該事由が発生していなかった場合とは異なるものとなり、予測不能に変動し、下落する可能性があります。

構成要素の変更が参照指数に影響を与える可能性があります

ゴールドマン・サックスがスポンサーである構成要素を廃止した場合を含め、参照指数が存在しないことになった場合もしくは取引を行えなくなった場合、または、適用ある法令によって参照指数スポンサーが構成要素に関する取引を行えなくなった場合、参照指数スポンサーは、その裁量において、同様の代替物が利用可能であると考えるときは、当該構成要素を新たな構成要素に差し替えることができます（ただし、かかる義務は負いません。）。かかる差替えや割振り、参照指数によってもたらされるエクスポージャーを変更させ、参照指数の運用成果および価値に重大な影響を及ぼす可能性があります。

参照指数に連動する投資商品からの利得は、当該参照指数の価値の計算に算入された控除の分だけ調整されます

参照指数には想定組込経費が含まれ、この想定組込経費の分だけ当該参照指数の水準は低下します。当該金額は、(i)各構成要素に対するエクスポージャーの維持および各構成要素の運用成果の複製に係る経費（当該経費は参照指数が関連する構成要素に対するエクスポージャーを維持する期間において継続的に適用されるものであり、サービング・コストといわれることがあります。）、および(ii)参照指数における構成要素の各リバランスに引き続いて行われる参照指数に関する取引の締結および/または解消のための経費（当該経費は参照指数のリバランスの結果によってのみ生じ、取引コストといわれることがあります。）を合成的に反映することを意図して参照指数の運用成果から控除されます。上記(i)および(ii)の経費は構成要素毎に異なります。この組込経費の分だけ参照指数の価値は減少します。参照指数の価値は、関連する参照指数のルールにおいて特定される固定料率によって計算される金額分だけ減少することもあります。また、参照指数の価値は、参照指数の関連書類にその旨の定めがある場合、さらなる控除の分だけ減少する可能性があります。

各構成要素およびその各対象構成要素の価値は、一定の控除の分だけ調整されることがあります

各構成要素およびその対象構成要素は、また、想定経費の控除を織り込んでいることもあり、かかる控除の結果、構成要素またはその対象構成要素（該当する場合）の水準が低下します。当該想定経費の控除は、関連する構成要素またはその対象構成要素（該当する場合）に関するルールに記載されるとおりに当該構成要素（またはその対象構成要素（該当する場合））に関して発生した一定の経費を合成的に反映することを目的としています。構成要素またはその対象構成要素の水準または価値からのかかる控除は、関連する参照指数の水準を低下させる効果を有することになります。

参照指数に組み込まれた想定サービング・コストおよび想定取引コストが、参照指数スポンサーまたはその関連会社のヘッジ取引で発生した実際のサービング・コストおよび取引コストを上回ることがあります

参照指数の計算に組み込まれ、かつ、反映されている参照指数に関する経費（およびその構成金額）は予め決定された料率を参考にし、計算され、かかる参照指数に関する経費には、必ずしも、関連する構成要素への投資者が負担するであろう実際のまたは実現したサービシング・コストおよび取引コスト（その時々において多額となる可能性もあれば少額となる可能性もあります。）が反映されるとは限りません。参照指数に組み込まれている参照指数に関する経費（およびその構成金額）が、当該参照指数、各構成要素および/またはその構成内容に関して行われることのあるヘッジ取引において参照指数スポンサー（もしくはその関連会社）が負担した実際のサービシング・コストおよび/または取引コストを超える場合、参照指数スポンサー（またはその関連会社）は利益を得ることになります。

特定の市況下では、参照指数スポンサーは参照指数から控除される経費を大幅に引き上げる可能性があります

特定の市況下では、参照指数スポンサーは、参照指数から控除される経費を大幅に引き上げることを決定することがあり、かかる経費の水準に一定の上限額は設けられない場合があります。

かかる決定は参照指数の関連書類に記載される手続による制約を受けますが、引上げ後の経費がその経費に当初割り当てられた水準を大幅に上回る可能性があります。さらに、かかる市況が見られる期間は短期間しか継続しない可能性があります。引上げ後の経費が長期間にわたって参照指数から控除されることがあります。このことは、参照指数の運用成果および価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

参照指数スポンサーによるヘッジ活動は参照指数の水準に影響を及ぼすことがあります

参照指数に連動する商品（以下「連動商品」といいます。）を実行することにより、GSIおよび/またはその関連会社（以下「GS」といいます。）は、当該参照指数および構成要素に対するエクスポージャーを有することになります。GSは、その単独の裁量により、かつ、自己の勘定で、かかるエクスポージャーをヘッジするためのリスク・ポジションを取ることがあります。連動商品への投資者は、GSのヘッジ・ポジション（株式、先物、オプション、コモディティまたは通貨を含みます。）に関していかなる権利も有することはありません。GSは、関連するリバランス日またはそれよりも前に参照指数の構成要素の取引を行うことによりヘッジ活動を行うことがあります。かかる取引は、構成要素がリバランスされる水準に悪影響を及ぼす可能性があり、これは参照指数の運用成果に悪影響をもたらします。GSによるヘッジ活動、ひいてはかかる影響の規模は、関連する時点における新たな連動商品および既存の連動商品の金額に連動します。加えて、GSは、参照指数の価値を決定するために用いられた水準とは異なる水準でまたは当該参照指数のリバランスの時点とは異なる水準でヘッジ活動を行う場合、これによる収益を上げることがあります。当該ヘッジ活動は、連動商品への投資者に還元されることのない多大なリターンをGSにもたらす可能性があります。

参照指数およびその構成要素の計算およびリバランスは、当該参照指数の算定手法に従って行われ、そのいずれにも取引コスト、サービシング・コストおよび配当源泉税率に関する想定が含まれています。ヘッジ活動によりGSが負担した経費率または税率が参照指数に係る手法で使用された想定経費率または想定税率を下回った場合には、GSは参照指数に関連して収益を上げます。

参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人として、GSIは参照指数に重大な影響を及ぼし、かつ、利益相反を生む可能性のある決定を行う権限を有しています

参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人（もしあれば）として、GSIは、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量権も行使しません。GSIは、いかなる受託者責任も負っていません。ただし、GSIは、参照指数の関連書類に記載された状況（ただし、これらに限られません。）を含む一定の限られた状況において裁量権を行使します。参照指数スポンサーとしておよび該当する場合には参照指数計算代理人としてGSIが行う決定は、参照指数の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、GSIによる裁量権の行使は、一定の利益相反をGSIにもたらすことがあります。かかる決定を行う際、参照指数スポンサーおよび/または参照指数計算代理人は、当該商品の投資者の利益を考慮に入れることまたは参照指数スポンサーおよび/もしくは参照指数計算代理人の決定が当該商品の価値に及ぼす影響を勘案することを義務付けられることはなく、また、かかる利益を考慮せず、勘案しません。参照指数スポンサーおよび/または参照指数計算代理人が行う決定はすべて、その単独の裁量において行われるものとし、すべての目的上最終的なものであるものとし、参照指数に連動する商品の保有者すべてを拘束します。参照指数スポンサーおよび/または参照指数計算代理人は、かかる決定につき何ら責任を負わないものとします。

参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人は第三者ならびに内部および外部の情報源に依拠しており、当該情報は一般には入手不可能であるか、または不正確である可能性があるほか、参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人に用いられる情報は参照指数の価値に影響を及ぼす可能性があります

参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人は、第三者のブローカーまたは外部のディーラーならびにその他外部および内部の情報源から参照指数の価値の計算および/または構成要素の配分比率の決定に必要な情報を取得しています。これらの情報は、一般には入手不可能および/または不正確である可能性があります。また、参照指数の価値の計算のための用いられる情報は、参照指数の価値の計算に影響をおよぼす可能性があります。

参照指数計算代理人が参照指数の関連する計算式を計算するのに必要なデータを入手できないことにより、当該参照指数の価値に影響が生じる可能性があります。また、参照指数スポンサーや参照指数計算代理人は、かかる情報の正確性または完全性について何ら保証を行わず、当該データの正確性または当該データが不正確であることにより参照指数に及ぼす影響について何ら責任を負いません。

参照指数スポンサーの方針および当該参照指数に影響を及ぼす変更が参照指数の価値に影響を及ぼす可能性があります

参照指数の計算に関する参照指数スポンサーの方針は、当該参照指数の価値、ひいては当該参照指数に連動する金融商品について当該金融商品の償還日（またはその他の支払日）に支払われる金額および当該日より前の当該金融商品の市場価値に影響を及ぼす可能性があります。参照指数に連動する金融商品について支払われる金額およびその市場価値は、参照指数スポンサーが例えば当該参照指数の計算方法を変更することによりかかる方針を変更した場合または参照指数スポンサーが当該参照指数の計算もしくは公表を中断もしくは停止した場合にも影響を受けることがあり、その場合には、当該金融商品の市場価値を決定することが困難となる可能性があります。参照指数に関するかかる方針が変更されるか、または参照指数の計算もしくは公表が中断もしくは停止された場合には、参照指数に連動する金融商品の参照指数計算代理人（GSIである場合があります。）が、関連する決定日における当該参照指数の水準および当該金融商品について支払われる金額を決定する際の裁量権を有することがあります。

参照指数は訂正されたデータを参照することなく計算されることがあります

参照指数に関連する構成要素の配分比率または数量（いずれか該当する方）の計算に使用された構成要素の価値が参照指数で使用された時点より後に訂正された場合、参照指数計算代理人は、当該訂正された価値を使用できないことがあり、その代わりに、当該訂正がなされる前に計算された配分比率または数量（いずれか該当する方）を使用することがあります。その結果、参照指数の運用成果は、当該訂正された価値が使用された場合の運用成果とは異なることがあり、著しく異なる可能性もあります。

参照指数は変更される可能性または利用不能になる可能性があります

参照指数スポンサーは、参照指数を計算するために使用される算定方法を変更する権利または参照指数の提供を停止する権利を持つものとし、その結果、当該参照指数に連動していた商品の価値またはリターンが低下する可能性があります。参照指数スポンサーは、当該権利を検討する目的上、参照指数の関する委員会を形成する権利を留保しています。あらゆる変更は、当該参照指数に連動する商品の保有者の利害とは関係なく、行われる可能性があります。

さらに、参照指数の価値の算出方法に関する参照指数スポンサーの決定および方針が、参照指数の価値に影響を与える可能性があり、そのため、当該参照指数に連動する商品の存続期間中に支払われる金額および当該商品の市場価値に影響を与える可能性があります。参照指数スポンサーがこれらの方針を変更する場合、参照指数に連動する商品について支払われる金額および当該商品の市場価値に影響を与える可能性があります。

ボラティリティおよび参照指数のリスク

参照指数は、NASDAQ100指数先物のローリング戦略（以下「参照資産」といいます。）に対するボラティリティのコントロールされた想定エクスポージャーを提供することを目的としたボラティリティ調整機能を有します。これは、予め定められたボラティリティ・ターゲットに対応する参照資産の過去の実現ボラティリティに基づき、参照資産に対する参照指数のエクスポージャーを増減させることに

よって達成されます。参照資産の実現ボラティリティの増加は、参照資産に対する参照指数のエクスポージャーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。参照資産の将来の実現ボラティリティは、参照資産の過去の実現ボラティリティと異なる可能性があるため、参照資産のウェイトおよび参照指数のパフォーマンスは、過去の実現ボラティリティではなく将来の実現ボラティリティに基づいて計算される場合、異なる結果となる可能性があります。

ボラティリティ調整機能が、参照指数のボラティリティ目標値と同等の実現ボラティリティを実現できる保証はなく、これは、参照指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります

参照指数のボラティリティ調整機能は、構成要素に対する想定ボラティリティ調整エクスポージャーを提供することを目的としています。しかし、当該ボラティリティ調整機能により、実現ボラティリティがボラティリティ目標を下回る、または上回る可能性があります。当該差異は、参照指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

・ Nasdaq®およびNASDAQ-100 INDEX®は、Nasdaq, Inc(以下、その関係会社と合わせて「ナスダック」といいます。)の登録商標であり、T & Dアセットマネジメント株式会社は、その使用を許諾されています。ナスダックは、米ドル建ゴールドマン・サックス社債／米国テクノロジー株式指数ファンド(早期償還条項付)2024-08(以下、「当ファンド」)の適法性および適格性について保証するものではありません。当ファンドは、ナスダックによって設定、承認、販売または販売が促進されるものではありません。ナスダックは、当ファンドに関していかなる保証も行わず、また、いかなる責任も負担しません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

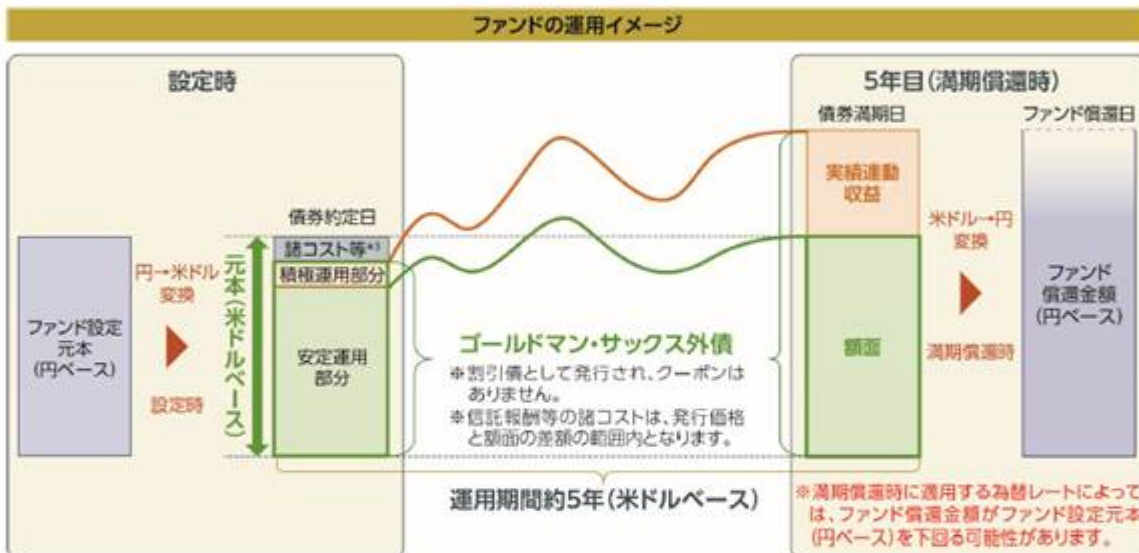
ゴールドマン・サックスが発行する米ドル建社債(約5年)への投資を通じて米ドルベースでの元本確保を目指します。

- ファンドはゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券*¹を高位に組み入れ、満期まで保有することで約5年後の償還時に米ドルベースでの元本確保*²を目指します。

※米ドルベースでの元本確保とは、円建の当初の投資金額を米ドル換算した投資元本を償還時に確保することをいいます。

※元本に購入時手数料は含まれません。

※ゴールドマン・サックス外債に対する為替ヘッジは行いませんので、ファンド償還時の為替レートによっては円での投資金額を下回る可能性があります。



※ 実績連動収益はゴールドマン・サックス外債の満期償還時に額面金額とともに支払われます。実績連動収益に基づく収益はファンドの償還金額に含まれます。

- *1 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。
- *2 信託期間中にファンドを換金した場合や投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、米ドルベースでの元本を確保できないことがあります。
- *3 諸コスト等とは信託報酬およびその他費用等です。

上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

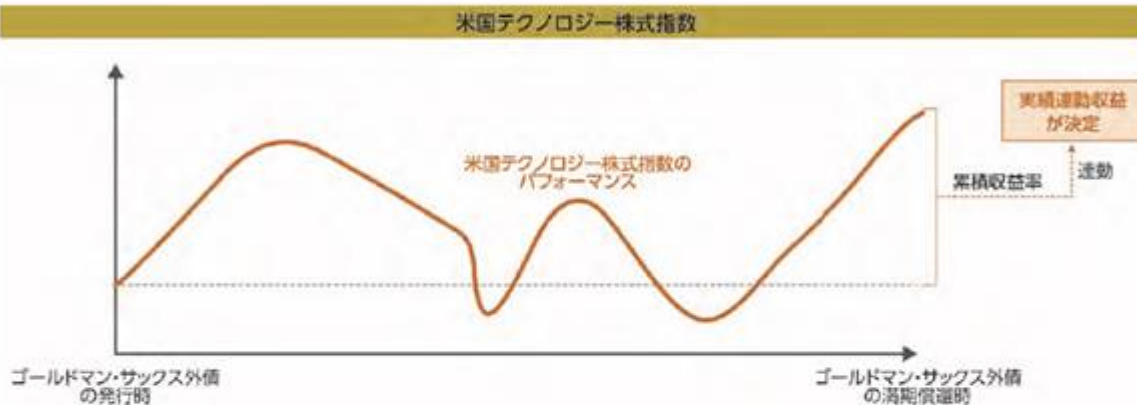
注意事項 投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、額面金額を確保できない場合があります。信託期間中にファンドを換金した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が額面金額を下回る場合があります。額面金額に購入時手数料は含まれません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

社債の満期償還時に「米国テクノロジー株式指数」に連動する超過収益の獲得を目指します。

- ゴールドマン・サックス外債は満期償還時に米ドルベースでの元本確保を目指す安定運用部分と償還額の上乗せをねらう積極運用部分からなり、積極運用部分による超過収益の獲得を目指します。超過収益は「米国テクノロジー株式指数」の累積収益率に連動します。

ゴールドマン・サックス外債の満期償還時に実績連動収益の獲得を目指します。
実績連動収益は「米国テクノロジー株式指数」の累積収益率により決定します。



※参照指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなりますが、マイナスにはなりません。
※参照指数の運用開始基準日は2024年8月23日、終了基準日は2029年8月16日です。

「米国テクノロジー株式指数」とは？

「ナスダック100指数先物」に対して年率15%程度*¹を目標にボラティリティ・コントロール*²を日次で適用したゴールドマン・サックス・インターナショナルが算出する指数です。

*1 ボラティリティの目標水準は年率13～15%を想定しています。ファンド設定時の市場環境に応じて正式に決定する予定です。

*2 ボラティリティ・コントロールとはボラティリティ(値動き)が一定水準になるように調整することです。

米国テクノロジー株式指数は戦略控除率(年率1.0%)および複製コスト/取引コストが控除されています。

「ナスダック100指数」は、米国のナスダック市場(NASDAQ)に上場する金融以外のセクターで流動性が高く時価総額が大きい100銘柄で構成される株価指数です。NASDAQは世界最大の新興企業(ベンチャー)向け株式市場であり、企業が成長した後にもNASDAQに上場を続ける企業が多く、アップル、アマゾンといったIT関連企業が数多く上場しています。

(ご参考)「ナスダック100指数」の主要銘柄(2025年9月末現在)

1	エスビディア	6	メタ・プラットフォームズ
2	マイクロソフト	7	ブロードコム
3	アップル	8	テスラ
4	アルファベット	9	ネットフリックス
5	アマゾン・ドット・コム	10	バランティア・テクノロジーズ

時価総額が大きい10銘柄

記載の企業は参考のために例示したものです。個別銘柄を推奨するものではありません。

上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

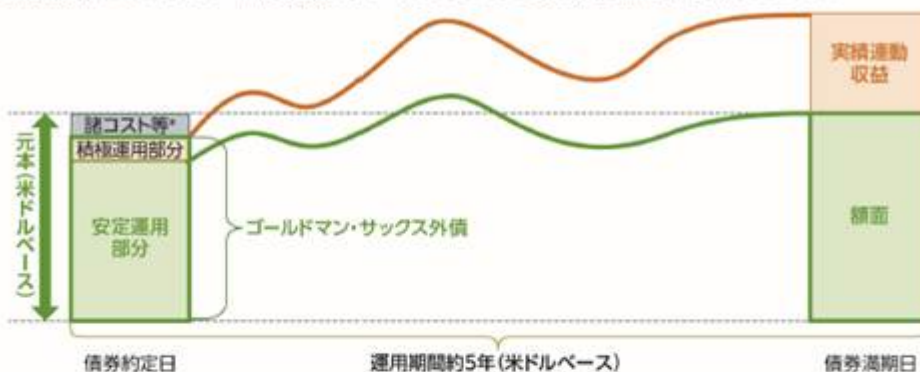
ゴールドマン・サックス外債の仕組みについて

下落を抑制しながら超過収益の上乗せをねらう仕組み

ゴールドマン・サックス外債は割引債として発行されます。

ゴールドマン・サックス外債は満期償還時に米ドルベースでの元本確保を目指す安定運用部分と償還額の上乗せをねらう積極運用部分からなります。

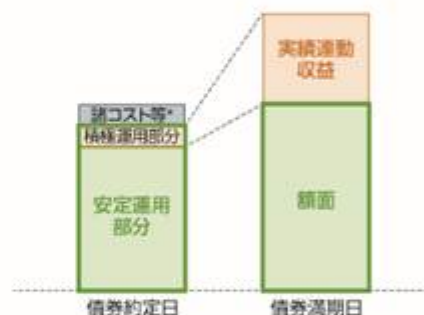
積極運用部分には参照指数(米国テクノロジー株式指数)のコールオプションの買い建てが組み込まれています。



ゴールドマン・サックス外債の満期償還時(円建に変換前)における米ドルベースの損益パターンは以下のとおりです。
満期償還時において参照指数の5年累積収益が0%を超える場合にその収益を実績連動収益として獲得します。

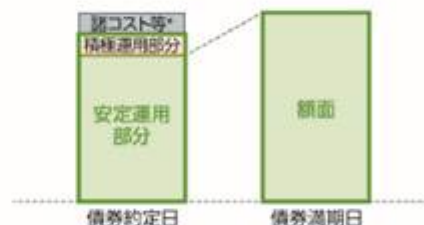
積極運用部分による参照指数の累積収益がプラスの場合

積極運用部分の運用において、参照指数の累積収益がプラスだった場合、米ドルベースでの額面に参照指数の累積収益(実績連動収益)が上乗せされた債券償還金額になります。



積極運用部分による参照指数の累積収益が0%またはマイナスの場合

積極運用部分の運用において、参照指数の累積収益が0%またはマイナスだった場合、コールオプションは無価値となり、米ドルベースでの額面が債券償還金額になります。



*諸コスト等とは信託報酬およびその他費用等です。

上記は、米ドルベースでの損益イメージであり、為替変動の影響は含まれていません。ファンド設定元本(円ベース)の確保をお約束するものではありません。

なお、投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、米ドルベースでの元本を確保できない場合があります。

上記は説明のために簡略化したイメージ図であり、すべてを網羅しているものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ゴールドマン・サックス外債について

発行形態	償還時指数連動債
発行体	ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル
保証体	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク
年限	約5年(2024年8月23日～2029年8月23日)
利払い	なし
実績連動収益	米国テクノロジー株式指数の運用開始基準日(2024年8月23日)以降の累積収益率に概ね連動する水準

ゴールドマン・サックスについて（2025年9月末現在）

会社名	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク
本拠地	米国 ニューヨーク
総従業員数	48,300人
純資産*	約1.808兆米ドル(約269.2兆円*)

*1米ドル=148.89円(2025年9月末時点)で換算

Goldman Sachs



世界有数の金融グループ ゴールドマン・サックス

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

世界で大きな影響力を持つゴールドマン・サックス

ゴールドマン・サックスは、グローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行(G-SIBs(ジー・シブズ))の1つに指定されています。GSIBsは主要国の金融当局等で構成されるFSB(金融安定理事会)によって指定され、厳しい資本規制等が課されています。

G-SIBs

影響度区分	金融機関(計29社)
4	JPモルガン・チェース
3	シティグループ HSBC
2	ゴールドマン・サックス BNPパリバ 三菱UFJフィナンシャル・グループ 他9社
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ モルガン・スタンレー 他11社

2024年11月時点

影響度区分の1～5はバーゼル銀行監督委員会が定義した区分を基に、影響度が高いと判断されているものほど数値が高くなります。5に該当する金融機関は現在ありません。

出所:ゴールドマン・サックス、FSBからの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

上記は過去の情報であり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドの基準価額が一定水準以上となった場合、安定運用に移行して、繰上償還となります。

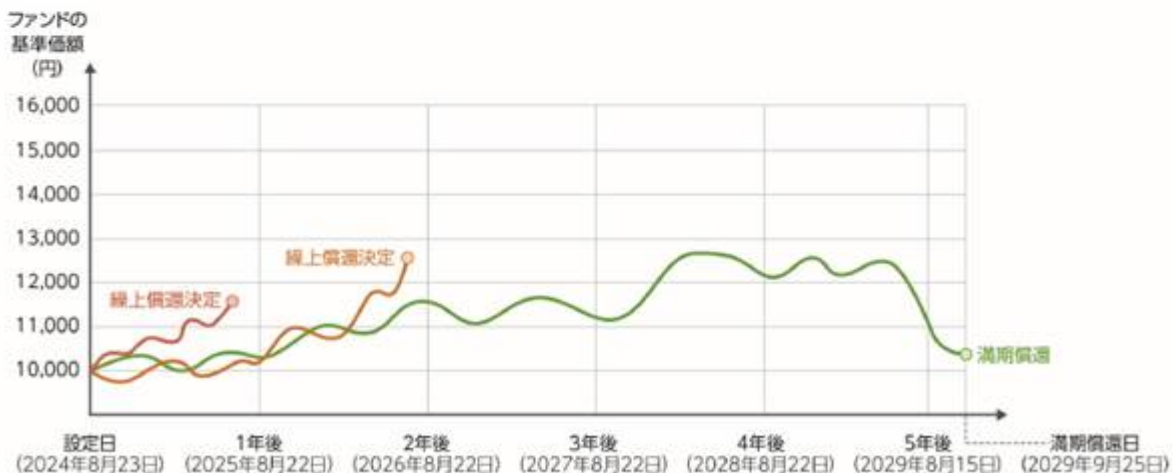
- ファンドの基準価額が繰上償還決定の条件に達した場合、保有する債券を速やかに売却します。その後の市場環境により更なる値上がり益が得られる機会は失われます。

設定来の1万口当たりの基準価額が一定の水準以上となった場合、保有するゴールドマン・サックス外債を売却し、円建の短期公社債等に投資を行うことによる安定運用に移行して繰上償還となります。

繰上償還することが決定した場合、償還に向けて保有するゴールドマン・サックス外債を速やかに売却しますが、売却までの期間も市場変動等により、ファンドの基準価額は変動します。また安定運用に移行した後も、基準価額は繰上償還日まで変動します。そのため必ず一定水準以上の基準価額で繰上償還することをお約束するものではありません。

また償還に向けてゴールドマン・サックス外債を売却する際に適用する為替レートが米ドル安/円高に変動した場合、一定水準よりも低い水準で繰上償還となる可能性があります。

期間	繰上償還決定の条件 (ファンドの基準価額)	
設定日～1年後(～2025年8月22日)	11,500円以上	繰上償還日の基準価額(正式には償還価額)で繰上償還となります。 ※繰上償還決定日の基準価額とは異なります。
～2年後(～2026年8月22日)	12,500円以上	
～3年後(～2027年8月22日)	13,500円以上	
～4年後(～2028年8月22日)	14,500円以上	
～5年後(～2029年8月15日)	15,500円以上	
上記に該当しない場合		満期償還日(2029年9月25日)に満期償還となります。

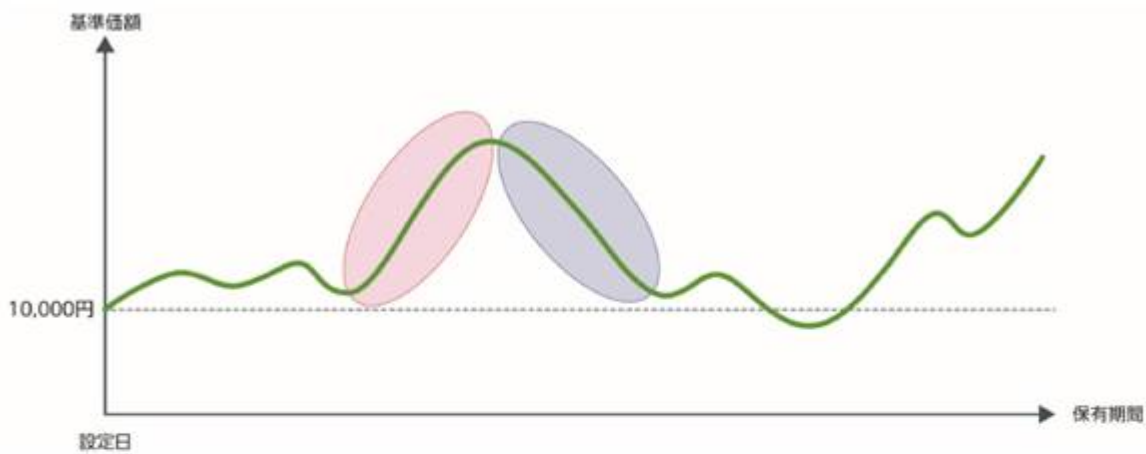


上図はファンドの償還についてのイメージ図であり、実際のファンドの値動きとは異なります。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（ご参考）ファンドの基準価額の変動要因（イメージ）

ファンドの基準価額は投資対象であるゴールドマン・サックス外債の価格および為替の変動の影響を受けます。ゴールドマン・サックス外債の価格は米ドル金利、発行体の信用リスクに加えて、期中も参照指数のパフォーマンス等の影響を受けて日々変動します。



※満期償還時にファンド設定時よりも米ドル安/円高方向に適用為替レートが変動し、為替差損が実績連動収益を上回った場合は損失を被る場合があります。損失の可能性は上記に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

		上昇要因 (債券価格の上昇)	下落要因 (債券価格の下落)
ゴールドマン・サックス外債 の価格変動	米ドル金利	低下	上昇
	発行体の信用リスク	低下	上昇
	参照指数のパフォーマンス*	上昇	下落
為替		上昇要因 米ドル高/円安	下落要因 米ドル安/円高

*ファンドの日々の基準価額は複数の要因によって変動するため、運用開始基準日（2024年8月23日）以降の参照指数のパフォーマンスがそのまま日々の基準価額に反映されるわけではありません。

また、参照指数はナスダック100指数先物を日次でボラティリティ・コントロールして算出された指数であり、日々の基準価額はナスダック100指数の値動きに連動するものではありません。

※ファンドの基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※上記はファンドの基準価額の変動要因と値動きの関係を示すイメージであり、上記のように推移することを示唆するものではありません。

上記はイメージであり、将来の投資成果等を示唆・保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

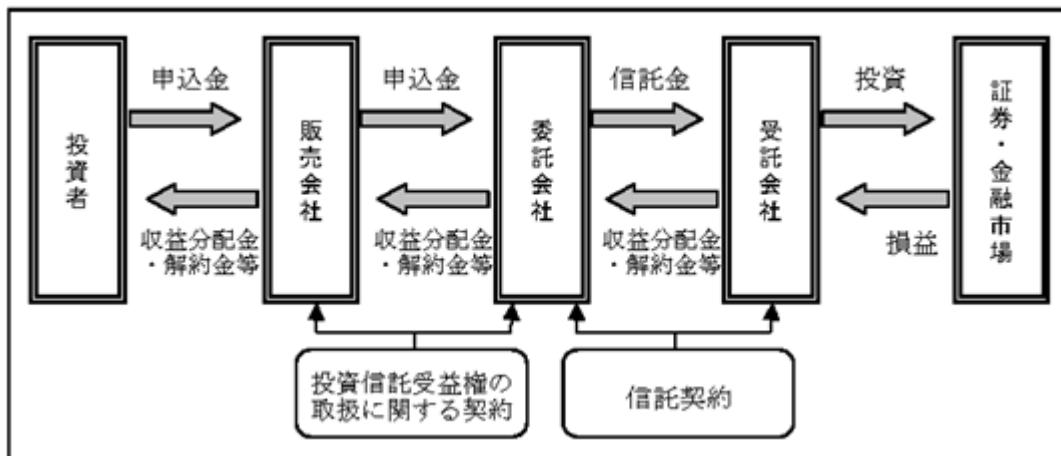
信託金の限度額は500億円です。

（２）【ファンドの沿革】

2024年8月23日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2025年10月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立

同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約にかかる業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

2025年10月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

<投資対象>

ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券を主要投資対象とします。

<投資態度>

ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券^{*1}に投資し、原則として設定日から約5年後のゴールドマン・サックス外債の満期償還時まで保有します。ただし、ファンドが繰上償還された場合や、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、満期償還時まで保有しない場合があります。

*1 ジャージー籍のゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

ファンドは、設定来の1万口当たりの基準価額が別に定める一定の水準以上となった場合、安定運用に移行して繰上償還となります。

「別に定める一定の水準」は、第2【管理及び運営】 3【資産管理等の概要】（5）【その他】①

信託の終了 a. ファンドの繰上償還（2）をご参照ください。

ゴールドマン・サックス外債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、原則として銘柄入替は行いません。

ゴールドマン・サックス外債においては、参照指数^{*2}の累積収益率に基づき決定される収益が支払われます。実績連動収益は、ゴールドマン・サックス外債の満期時に額面金額とともに支払われます。

*2 参照指数は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーを務める米国テクノロジー株式指数（ナスダック100指数先物にボラティリティ・コントロールを適用した指数）です。

実績連動収益は、米国テクノロジー株式指数の累積収益率に基づき決定され、累積収益率がマイナスの場合は、実績連動収益はゼロとなります。

ゴールドマン・サックス外債は、割引債として発行されます。

米国テクノロジー株式指数の実質的な投資対象は、株価指数先物です。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（2）【投資対象】

ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券を主要投資対象とします。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（1）有価証券

（2）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

（3）金銭債権

（4）約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

（1）為替手形

一般社団法人投資信託協会の規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率には制限を設けません。

信託金を、主としてゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する米ドル建債券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (3) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (4) コマーシャル・ペーパー
- (5) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- (6) 投資信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (7) 投資証券、新投資口予約券証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (9) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)の証券または証書および(8)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)および(3)の証券および(8)の証券または証書のうち(2)または(3)の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(6)および(7)の証券および(8)の証券または証書のうち(6)および(7)の性質を有するもの(新投資口予約権証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で1.から5.の権利の性質を有するもの

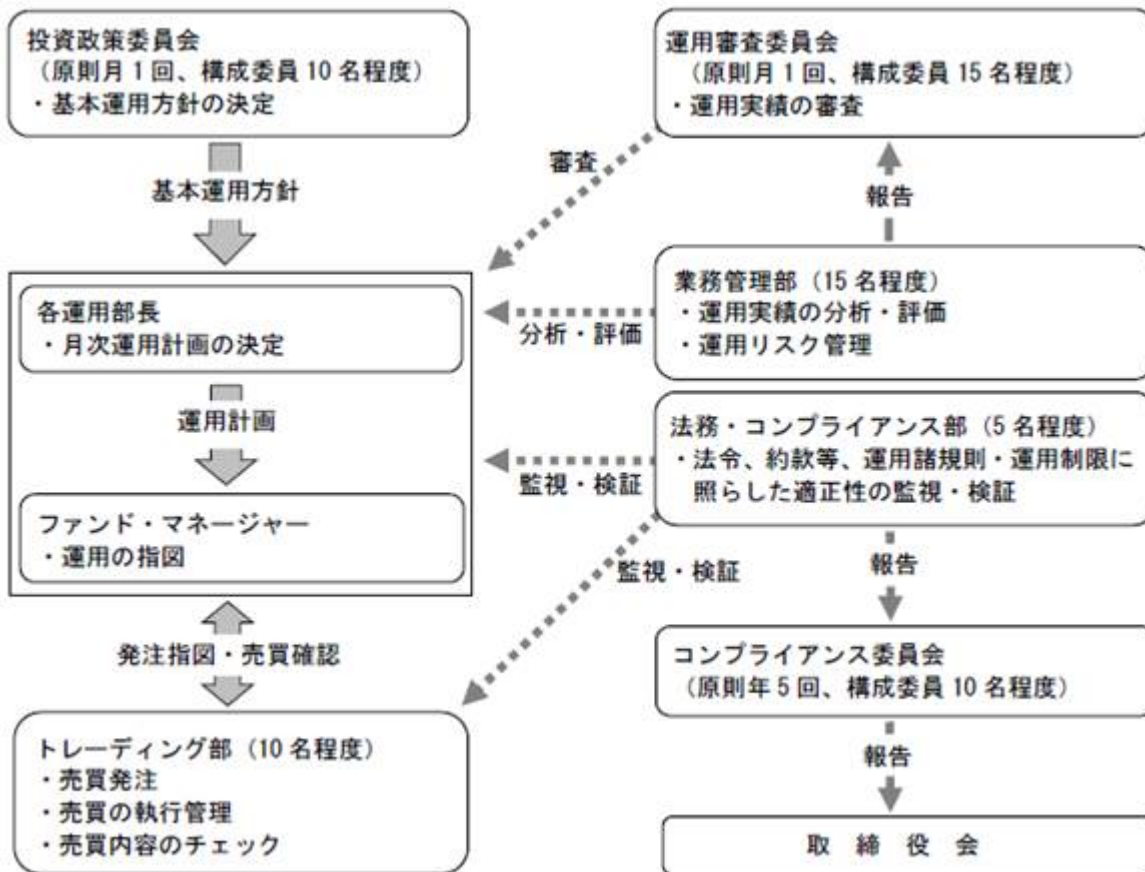
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託受益証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を受託会社から定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として9月25日（ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。なお、初回決算日は2025年9月25日です。

分配対象額は、元本超過額または、経費控除後の配当等収益のいずれが多い額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

（５）【投資制限】

ゴールドマン・サックス外債への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当（換金に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 換金に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または換金代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、換金代金および償還金の合計額を限度とします。

c . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次のとおりです。

特化型運用に伴うリスク

ファンドは、特定の銘柄に集中して投資を行いますので、リスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資する投資信託と比べて大きな影響を受け、基準価額が著しく値下がりする要因となります。

また、ゴールドマン・サックス外債の保証を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態に陥った場合や破綻した場合、当該外債の価格は大幅に下落し、または価値がなくなることがあります。これらの場合には、ファンドの一部または全部が毀損し損失を被る可能性があり、基準価額が著しく値下がりする要因となります。

価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合、債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。このため、当該外債の価格も、金利水準、発行体等の財務上の信用状況等の影響を受けて変動します。

ファンドが投資するゴールドマン・サックス外債の価格は、株価指数先物を原資産とする米国テクノロジー株式指数のパフォーマンスの影響を受けます。当該外債の満期時には参照指数の累積収益率により決定される収益が支払われます。累積収益率が低下した場合、当該外債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、ゴールドマン・サックスが資金調達を行う市場環境が悪化した場合や米国テクノロジー株式指数のパフォーマンスが低下した場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナルが発行しザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証するゴールドマン・サックス外債に投資します。発行体および保証体の信用状況が予期せぬ事態により低下した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資している有価証券または金融商品の発行体に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建の債券への投資を行いますので、為替変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や市場の混乱、取引規制等のために取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・参照指数に重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。

大量の解約・換金申込を受付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドが投資対象とするゴールドマン・サックス外債が、発行体および保証体等の債務不履行や法令、税制の変更等により早期償還となる場合、当該外債の換金後にファンドは繰上償還されます。

ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

（３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門が定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。

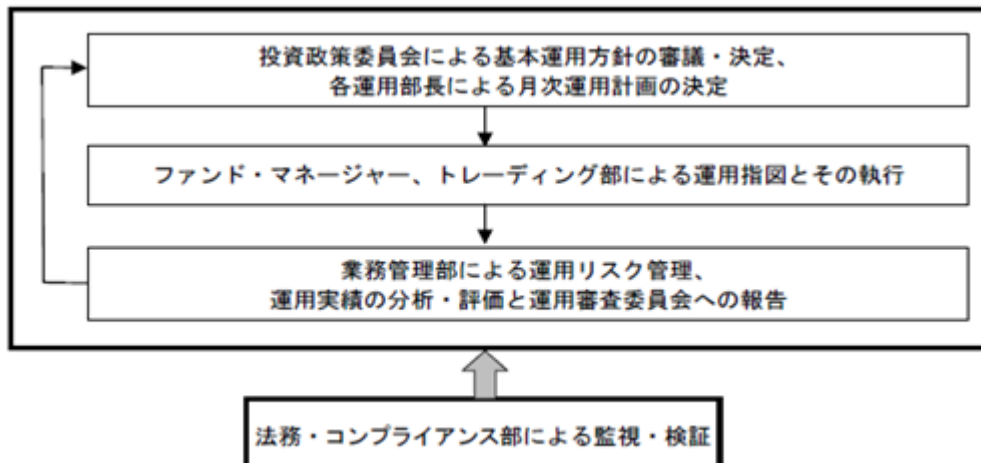
また、運用部門から独立した管理部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社は、社内規程において運用リスクに関する取扱い基準およびその管理体制について定めています。

なお、流動性リスク管理についても社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行っています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行っています。

具体的な委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}としてご負担いただきます。

*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に年0.99%（税抜0.9%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の元本 × 信託報酬率] (税抜・年率)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.44%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.44%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.02%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は、日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、途中換金時または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

ファンドの証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

収益分配金は、配当所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

換金時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率により源泉徴収が行われます(地方税の源泉徴収はありません。)

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2025年10月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】**(1)【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年10月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
社債券	ジャージー	2,159	95.52
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	102	4.48
合計(純資産総額)	-	2,261	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2025年10月31日現在)

国/地域	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
ジャージー	US ドル	社債券	5Y GSISUTEV	14,110,000	95.00 2,065,633,450	100.48 2,159,450,747	95.52	0.00	2029.8.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2025年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	95.52
合計	95.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

2025年10月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2024年10月末日	2,302	-	1.0410	-
2024年11月末日	2,264	-	1.0241	-
2024年12月末日	2,362	-	1.0698	-
2025年1月末日	2,312	-	1.0468	-
2025年2月末日	2,219	-	1.0048	-
2025年3月末日	2,171	-	0.9878	-
2025年4月末日	2,050	-	0.9362	-
2025年5月末日	2,082	-	0.9546	-
2025年6月末日	2,127	-	0.9774	-
2025年7月末日	2,200	-	1.0157	-
2025年8月末日	2,180	-	1.0124	-
第1期 計算期間 （2025年9月25日現在）	2,203	2,203	1.0424	1.0424
2025年9月末日	2,208	-	1.0453	-
2025年10月末日	2,261	-	1.1030	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2025年9月25日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2024年8月23日～2025年9月25日）	4.24

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2024年8月23日～2025年9月25日）	2,240,740,230	127,371,838

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

申込期間における購入申込の受付は、申込期間の最終日の午後3時までには販売会社所定の事務手続が完了したものととなります。

ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法は一般コースとなります。

受益権の購入価額（発行価格）は、1口当たり1円とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた米ドル建債券の換金ができなくなったとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。

ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、申込を受付けないものとします。

< 申込不可日 >

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・CMEグローベックスの休業日
- ・日本の営業日かつユーロクリア・バンクが休日である日の3営業日前
- ・日本の営業日かつロンドンの銀行（土日を除く）の連休の前営業日

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた米ドル建債券の換金ができなくなったとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止された

とき、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた米ドル建債券の換金ができなくなったとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・ 公社債等： a . 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
b . 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
c . 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2029年9月25日までですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年9月26日から翌年9月25日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、初回の計算期間は信託契約締結日から2025年9月25日までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

a . ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、参照指数に重大な変更があったとき、参照指数の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (2) 委託会社は、投資対象とする米ドル建債券が存続しないこととなった場合、設定来の1万口当たりの基準価額が別に定める一定の水準以上となった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

「別に定める一定の水準」は、以下のとおりとします。

- ・ 設定日（2024年8月23日）から2025年8月22日まで・・・11,500円
- ・ 2025年8月23日から2026年8月22日まで・・・12,500円
- ・ 2026年8月23日から2027年8月22日まで・・・13,500円
- ・ 2027年8月23日から2028年8月22日まで・・・14,500円
- ・ 2028年8月23日から2029年8月15日まで・・・15,500円

2029年8月16日以降は、基準価額の水準に応じた繰上償還は行いません。

- (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (4) (3)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (5) (3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第1期計算期間(2024年8月23日から2025年9月25日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

米ドル建ゴールドマン・サックス社債／米国テクノロジー株式指数ファンド（早期償還条項付）2024 - 08

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2025年9月25日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	280,134
コール・ローン	88,815,309
社債券	2,103,358,804
未収利息	23,094,027
流動資産合計	2,215,548,274
資産合計	2,215,548,274
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	273,963
未払委託者報酬	12,054,230
その他未払費用	180,136
流動負債合計	12,508,329
負債合計	12,508,329
純資産の部	
元本等	
元本	2,113,368,392
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,671,553
元本等合計	2,203,039,945
純資産合計	2,203,039,945
負債純資産合計	2,215,548,274

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 2024年8月23日 至 2025年9月25日)
営業収益	
受取利息	24,453,676
有価証券売買等損益	44,416,985
為替差損益	45,897,617
営業収益合計	114,768,278
営業費用	
受託者報酬	528,358
委託者報酬	23,246,936
その他費用	883,531
営業費用合計	24,658,825
営業利益	90,109,453
経常利益	90,109,453
当期純利益	90,109,453
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	437,900
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	437,900
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	89,671,553

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (2025年9月25日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	2,113,368,392口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0424円
(1万口当たり純資産額)	10,424円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第1期 (自 2024年8月23日 至 2025年9月25日)
項 目	
分配金の計算過程	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 2024年8月23日 至 2025年9月25日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2025年9月25日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>社債券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自 2024年8月23日 至 2025年9月25日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 （自 2024年8月23日 至 2025年9月25日）
設定年月日		2024年8月23日
設定元本額		2,240,740,230 円
期首元本額		- 円
元本残存率		94.32 %

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 2024年8月23日 至 2025年9月25日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
社債券	45,572,164 円
合計	45,572,164 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 2024年8月23日 至 2025年9月25日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2025年9月25日現在）

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クー ポン	償還日	備考
USドル	社債券	5Y GSISUTEV (邦貨換算)	14,560,000	14,138,326.30 (2,103,358,804)	0.00	2029.8.23	
		合計 (邦貨換算)		(2,103,358,804)			

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
USドル	社債券 1 銘柄	95.48%	100.00%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年10月31日現在)

資産総額	2,266,582,355 円
負債総額	5,804,616 円
純資産総額（ - ）	2,260,777,739 円
発行済数量	2,049,618,871 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1030 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年10月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等を実施し、その結果をコンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2025年10月末日現在、240本であり、その純資産総額の合計は896,065百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	106本	410,770百万円
単位型株式投資信託	86本	331,688百万円
単位型公社債投資信託	48本	153,607百万円
合計	240本	896,065百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金・預金			5,243,788		5,454,528
2. 前払費用			84,385		69,182
3. 未収入金			11		-
4. 未収委託者報酬			786,210		756,629
5. 未収運用受託報酬			372,799		489,494
6. その他			28,389		28,812
流動資産計			6,515,585		6,798,648
固定資産					
1. 有形固定資産			80,377		100,183
(1) 建物	1	58,177		53,959	
(2) 器具備品	1	22,132		46,174	
(3) その他	1	67		50	
2. 無形固定資産			59,615		51,975
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		51,914		40,444	
(3) ソフトウェア仮勘定		4,837		8,668	
3. 投資その他の資産			377,814		412,303
(1) 投資有価証券		73,082		41,389	
(2) 長期差入保証金		94,383		89,090	
(3) 繰延税金資産		201,452		237,131	
(4) 長期前払費用		8,896		44,692	
固定資産計			517,807		564,462
資産合計			7,033,392		7,363,110

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			8,230		1,562
2. 未払金			313,073		301,446
(1) 未払収益分配金		2,477		2,752	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		253,964		238,844	
(4) その他未払金		56,629		59,847	
3. 未払費用			383,553		409,819
4. 未払法人税等			37,418		99,440
5. 未払消費税等			47,112		64,603
6. 賞与引当金			217,291		262,025
7. 役員賞与引当金			9,000		9,000
流動負債計			1,015,679		1,147,897
固定負債					
1. 退職給付引当金			458,579		470,763
2. 役員退職慰労引当金			9,625		12,325
固定負債計			468,204		483,088
負債合計			1,483,883		1,630,985
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			4,160,606		4,353,829
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		847,816		1,041,039	
株主資本計			5,538,274		5,731,497
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			11,234		627
評価・換算差額等計			11,234		627
純資産合計			5,549,509		5,732,125
負債・純資産合計			7,033,392		7,363,110

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)		当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			3,815,873		3,919,250
2. 運用受託報酬			1,371,210		1,854,086
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			30,018		30,931
営業収益計			5,227,102		5,814,269
営業費用					
1. 支払手数料			1,314,653		1,379,158
2. 広告宣伝費			449		1,056
3. 調査費			1,462,653		1,581,027
(1) 調査費		78,433		80,482	
(2) 委託調査費		938,128		997,135	
(3) 情報機器関連費		445,204		502,485	
(4) 図書費		887		923	
4. 委託計算費			202,225		201,819
5. 営業雑経費			87,513		89,830
(1) 通信費		8,752		7,532	
(2) 印刷費		68,725		71,381	
(3) 協会費		5,403		5,768	
(4) 諸会費		4,632		5,147	
営業費用計			3,067,495		3,252,891
一般管理費					
1. 給料			1,182,195		1,315,383
(1) 役員報酬		49,713		52,212	
(2) 給料・手当		1,064,091		1,176,113	
(3) 賞与		68,391		87,058	
2. 法定福利費			202,434		224,762
3. 退職金			3,089		2,718
4. 福利厚生費			3,982		4,986
5. 交際費			671		470
6. 寄付金			21		-
7. 旅費交通費			4,865		8,207
8. 事務委託費			108,634		101,257
9. 租税公課			75,603		74,403
10. 不動産賃借料			156,478		165,478
11. 退職給付費用			55,316		58,910
12. 役員退職慰労引当金繰入			2,800		2,700
13. 賞与引当金繰入			217,291		262,025
14. 役員賞与引当金繰入			9,000		9,000
15. 固定資産減価償却費			34,022		44,996
16. 諸経費			48,013		51,609
一般管理費計			2,104,422		2,326,910
営業利益			55,185		234,466

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			952		983
2. 受取利息			31		1,712
3. 助成金収入			500		500
4. 時効成立分配金・償還金			-		856
5. 雑収入			590		539
営業外収益計			2,074		4,591
営業外費用					
1. 為替差損			9,366		1,886
2. 損失補填金			-		478
3. 雑損失			171		2
営業外費用計			9,537		2,367
経常利益			47,722		236,690
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			12,192		25,145
特別利益計			12,192		25,145
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		251		0
2. 投資有価証券評価損			-		2,332
3. 投資有価証券売却損			2,551		132
特別損失計			2,802		2,465
税引前当期純利益			57,112		259,370
法人税、住民税及び事業税			25,455		97,144
法人税等調整額			175		30,997
当期純利益			31,832		193,223

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益						31,832	31,832	31,832
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益			31,832
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当期変動額								
当期純利益						193,223	193,223	193,223
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	193,223	193,223	193,223
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,041,039	4,353,829	5,731,497

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当期変動額			
当期純利益			193,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,607	10,607	10,607
当期変動額合計	10,607	10,607	182,616
当期末残高	627	627	5,732,125

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中です。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 88,203千円 器具備品 145,733千円 その他 846千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア -千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めております。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,243,788	-	-
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

当事業年度（2025年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	11,189	11,189	-
資産計	11,189	11,189	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,454,528	-	-
未収委託者報酬	756,629	-	-
未収運用受託報酬	489,494	-	-
投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	9,994	1,194	-
合計	6,710,647	1,194	-

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,882	-	42,882
資産計	-	42,882	-	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	11,189	-	11,189
資産計	-	11,189	-	11,189

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	5,451	6,599	1,147
	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は52,645千円であり、売却益の合計額は25,145千円、売却損の合計額は132千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	5,560	4,442	1,117
	小計	5,560	4,442	1,117
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	5,628	5,841	213
	小計	5,628	5,841	213
合計		11,189	10,284	904

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について2,332千円（その他有価証券の投資信託2,332千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
1．委託者報酬	3,815,873	3,919,250
2．運用受託報酬	1,371,210	1,854,086
3．投資助言報酬	10,000	10,000
4．その他営業収益	30,018	30,931
合計	5,227,102	5,814,269

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
退職給付の支払額	43,785千円
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円
退職給付引当金	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社 T & D ホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円
--------------	---------

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	458,579千円
退職給付費用	40,956千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>28,772千円</u>
退職給付引当金の期末残高	470,763千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>470,763千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>470,763千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>470,763千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>470,763千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,420千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社 T & D ホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,489千円
--------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	(単位:千円)	(単位:千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金(注1)	14,253	3,226
賞与引当金	66,534	80,232
未払社会保険料	11,064	13,143
未払事業税	4,994	6,751
退職給付引当金	143,364	151,874
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,504
その他	24,800	25,431
小計	280,072	296,163
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	14,201	249
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	59,459	58,505
評価性引当額小計	73,661	58,754
繰延税金資産計	206,411	237,408
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	4,958	277
繰延税金負債計	4,958	277
繰延税金資産の純額	201,452	237,131

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,253千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	3,226	3,226
評価性引当額	-	-	249	249
繰延税金資産	-	-	2,977	2,977

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金3,226千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産2,977千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）		当事業年度（2025年3月31日）	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割	4.0%	住民税均等割	1.0%
評価性引当額の増減	4.7%	評価性引当額の増減	5.7%
所得税額控除	1.4%	所得税額控除	0.2%
その他	0.7%	その他	1.5%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	44.2%	税効果会計適用後の法人税率の負担率	25.5%

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,051千円増加し、法人税等調整額が4,051千円減少しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	946,430

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額(*)	124	未払金	124

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額(*)	1,018	未払金	1,018

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	589,853	未収運用受託報酬	161,495

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	902,619	未収運用受託報酬	284,245

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,126.56円	1株当たり純資産額	5,295.26円
1株当たり当期純利益	29.40円	1株当たり当期純利益	178.49円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	31,832	当期純利益（千円）	193,223
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	31,832	普通株式に係る当期純利益（千円）	193,223
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,082	普通株式の期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 342,037百万円（2025年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

株式会社日本カストディ銀行

- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（単位：百万円） 2025年3月末日現在	事業の内容
今村証券株式会社	857	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000	
むさし証券株式会社	5,000	

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- 信託財産の保管・管理・計算
- 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- 受益権の募集・販売の取扱い
- 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2025年10月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2025年5月14日

半期報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月28日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増田 美千子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米ドル建ゴールドマン・サックス社債ノ米国テクノロジー株式指数ファンド（早期償還条項付）2024-08の2024年8月23日から2025年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米ドル建ゴールドマン・サックス社債ノ米国テクノロジー株式指数ファンド（早期償還条項付）2024-08の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。